

令和 2 年 6 月 1 2 日
総 務 部 総 務 課

江東区事務手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

戸籍法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するとともに、新たな事務手数料を規定するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 戸籍法の一部改正に伴い、戸籍の全部、個人又は一部の記録事項証明書の交付手数料の名称について、規定整備を行う。（別表第 2 関係）

手数料の名称
戸籍謄本又は抄本の交付手数料
戸籍の全部、個人又は一部を証明した <u>戸籍証明書</u> の交付手数料
除籍謄本又は抄本の交付手数料
除籍の全部、個人又は一部を証明した <u>除籍証明書</u> の交付手数料

- (2) マイナンバーの通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を削る。（別表第 2 関係）

- (3) 東京都屋外広告物条例の一部改正に伴い、屋外広告物の許可申請手数料について、新たにプロジェクションマッピングに係る手数料額を規定する。（別表第 9 条関係）

手数料の名称	額
屋外広告物許可申請手数料	<u>プロジェクションマッピング</u> <u>面積 5 平方メートルまでごとにつき</u> <u>3, 2 2 0 円 (ただし、面積 1, 0 0 0</u> <u>平方メートルを超えるものにあつては、</u> <u>6 4 4, 0 0 0 円)</u>

3 施行期日

(1) 及び (2) については、公布の日から、(3) については、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 区民部関係手数料 (第6条関係)				別表第2 区民部関係手数料 (第6条関係)			
事務	手数料の名称	額	徴収時期	事務	手数料の名称	額	徴収時期
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本又は抄本の交付手数料 戸籍の全部、個人又は一部 の記録事項証明書の交付手数料	1通につき450円。ただし、戸籍の全部又は個人記録事項証明書の証明書の自動交付機による交付の場合は、1通につき350円	交付申請のとき	1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本又は抄本の交付手数料 戸籍の全部、個人又は一部 を証明した戸籍証明書の自動交付機による交付の場合、1通につき350円	1通につき350円	交付申請のとき
2 (略)				2 (略)			
3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の	除籍謄本又は抄本の交付手数料 除籍の全部、個人又は一部 の記録	1通につき750円	交付申請のとき	3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の	除籍謄本又は抄本の交付手数料 除籍の全部、個人又は一部 を証明	1通につき750円	交付申請のとき

交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	録事項証明書 の交付手数料			交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	明した除籍証明書 の交付手数料		
4・5 (略)				4・5 (略)			
6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等の閲覧手数料	書類1件につき 350円	閲覧申請のとき	6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等の閲覧手数料	書類1件につき 350円	閲覧申請のとき
7 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条の規定に基づく通知カードの再交付</u>	通知カードの再交付手数料	1件につき 50円	再交付申請のとき				
8 <u>行政手続における特定の個人を識別す</u>	個人番号カード	1件につき 80円	再交付申請の	7 <u>行政手続における特定の個人を識別す</u>	個人番号カード	1件につき 80円	再交付申請又

<u>るための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令第28条の規定に基づく個人番号カードの再交付</u>	ドの再交付手数料		とき	<u>るための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条の規定に基づく個人番号カードの再交付</u>	ドの再交付手数料		は再交付のとき
9 (略)				8 (略)			

備考 (略)

別表第3～別表第8 (略)

別表第9 土木部関係手数料 (第6条関係)

事務	手数料の名称	額	徴収時期	事務	手数料の名称	額	徴収時期
1 東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第23条の規定に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	1・2 (略)	許可申請のとき	1 東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第23条の規定に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	1・2 (略) 3 プロジェクションマッピング（建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。）面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円	許可申請のとき

		<u>3</u> ~ <u>1 6</u> (略)				<u>(た</u> <u>だ</u> <u>し、</u> <u>面</u> <u>積</u> <u>1,</u> <u>0 0 0</u> <u>平</u> <u>方</u> <u>メ</u> <u>ー</u> <u>ト</u> <u>ル</u> <u>を</u> <u>超</u> <u>え</u> <u>る</u> <u>も</u> <u>の</u> <u>に</u> <u>あ</u> <u>っ</u> <u>て</u> <u>は、</u> <u>6 4</u> <u>4, 0</u> <u>0 0</u> <u>円)</u> <u>4</u> ~ <u>1 7</u> (略)	
				<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例中別表第2の改正規定は公布の日から、別表第9の改正規定は令和2年7月1日から施行する。</p>			